

## タイトル：一括下請負を禁止する法令が知りたい

### < 質問 >

公共工事では、一括下請（丸投げ）は禁止されているとお話がありましたが、その根拠となる法令、規則がありましたらお教え下さい。

### < 回答 >

公共工事だけではなく、民間工事も一括下請けは禁止されています。

### < 説明 >

#### 建設業法

#### （一括下請負の禁止）

第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

\* この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。